

「奈良市都祁地域コミュニティバス、奈良都祁線（奈良市都祁交流センターから下水間区間）代替バス運行管理業務委託」一般競争入札実施要領

1. 目的

本業務は、奈良市都祁地域コミュニティバス、奈良交通株式会社による奈良都祁線（内奈良市都祁交流センターから下水間区間）の代替交通としてのコミュニティバスの運行管理業務を行う。

2. 委託業務名

奈良市都祁地域コミュニティバス、奈良都祁線（奈良市都祁交流センターから下水間区間）代替バス運行管理委託業務

3. 委託業務内容

別紙「仕様書」による

4. 委託期間

平成27年6月1日から平成32年5月31日まで

5. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成27年度奈良市物品購入等入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目（第1希望）が、「(Z) その他」・「(2) 運送業」として登録されている者のうち、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 別紙「奈良市都祁地域コミュニティバス、奈良都祁線（奈良市都祁交流センターから下水間区間）代替バス運行管理委託業務」の資格の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定によるさいせい更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

6. 入札参加申請書等の配布

(1) 日時

平成27年4月1日(水)から平成27年4月10日(金)まで(本市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

〒632-0292 奈良市都祁白石町1026番地の1
奈良市都祁行政センター地域振興課
電話 0743-82-0201

7. 入札参加申請

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書(様式第1号)
- ② 会社概要(様式自由)
- ③ 業務実績調書(様式第2号)

※当該業務にかかる業務委託契約書など当該業務の受注形態、内容等が判断できる資料の写しを添付すること。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限

平成27年4月1日(水)から平成27年4月10日(金)まで(本市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 提出方法

提出場所へ直接持参または郵送等により送付すること。電子メール、FAXでの提出は認めない。送付の場合は、平成27年4月10日(金)必着で提出すること。

(5) 提出場所

奈良市都祁行政センター地域振興課

8. 入札参加承認

入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には入札参加承

認書により、承認しないとした者にはその理由を示した入札参加不承認書により、平成27年4月17日（金）までに通知する。

なお、通知は一般競争入札参加申請書に記載されたメールアドレスに送信し、原本は（公印を押印したもの）については後日郵送する。

9. 入札当日持参するもの

次のものを持参すること。なお、持参されない場合は、入札に参加できないため、注意すること。

- (1) 入札参加承認書
- (2) 入札書（必ず封入し、表面の件名を記載すること。）
- (3) 委任状 ※入札者本人の実印を押印したもの。

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又は FAX 等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人が2名以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

11. 落札者の決定方法

- (1) 入札者中、予定価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。
- (3) 開札した場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限以下での価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなす。また、前記「10. 入札の無効」の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

なお、入札は再入札と合わせて2回までとし、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った者と交渉を行うことがある。

12. その他注意事項

- (1) 入札書に記入する金額は、月額を記入すること。
- (2) 本入札は、本実施要領及び仕様書によるので、熟読のうえ入札に参加のこと。
- (3) 本実施要領に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。
- (4) 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 全ての提出書類の作成、提出に係る費用は、入札者の負担とする。
- (6) 提出期限後における提出した入札参加申請書の差換え及び再提出は認めない。
- (7) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、事業者はこれに応じることとする。
- (8) 全ての提出書類は返却しない。
- (9) 入札説明会は開催しない。